

令和3年1月15日

各 位

和歌山県福祉保健部健康局医務課

令和2年保健師、助産師、看護師、准看護師の業務従事者届の届出期限の延長について

平素は、本県の看護行政に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月14日付け厚生労働省医政局看護課長より、令和2年保健師、助産師、看護師、准看護師の業務従事者届（以下、従事者届という。）について、届出期限を遅くとも令和3年3月31日までとしても差し支えない旨とそれを周知する旨の事務連絡がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症による今般の情勢及び届出を受理する保健所の状況等を鑑みた結果、本県における従事者届の提出期限を令和3年3月1日（月）に延長することとし、併せて電子申請についても同日まで延長することとしました。

従事者届は医療従事者の確保等に活用される重要なデータとなるため、届出義務が課されている従事者におきましては、期限までに届出を行っていただくようお願い申し上げます。

なお、届出期限の延長は『保健師』、『助産師』、『看護師』、『准看護師』に限られますことを念のため申し添えます。